

マイナンバー入り住民票の 誤交付について

令和5年6月26日（月）15時半過ぎ、岡山市中区役所市民保険年金課にマイナンバー入り住民票の取得で来庁した方（50歳代男性）に対し、ほぼ同じ時刻にマイナンバー入り住民票の取得で来庁した方（20歳代女性）のマイナンバー入り住民票（世帯全員2名分）を誤って交付した。

1 発生原因

- ・「237」の番号札を持って交付窓口に来られた男性に誤って「297」のファイルに入った20歳代女性への住民票（世帯全員2名分）を交付。番号札の確認だけでなく、窓口に来られた方の名前の確認が不十分であった。
- ・更に、証明書の内容が正しいかを本人に確認する手順が不十分であったことによるもの。

2 判明の経緯・その後当事者への対応

- ・同日16時過ぎ、男性より「受け取った住民票が他人のものだった」との連絡があり、この度の誤交付が判明した。
【備考】男性の住民票は受取り前のトレイに残っており、女性の手には渡っていない。また、女性には正しい住民票を26日に交付済み。
- ・同日17時前、男性宅へ伺い、謝罪。住民票を回収し、ご本人の住民票を交付した。
- ・同日18時過ぎ、誤交付された女性に連絡し、2人に謝罪した。マイナンバーの変更について説明をしたところ、2人とも希望した。
- ・翌27日10時半前、2名分のマイナンバーの変更手続きのため来庁。改めて経緯を説明し、謝罪した。
- ・同日11時半頃、変更後のマイナンバー入り住民票を作成し、前日交付したものと差し替えた。

3 再発防止策

- ・作業手順を記載したチェックシートを交付窓口等に掲示し、作業の流れを確認することとする。
- ・交付事務を行うにあたって、番号札と引き換えに交付する際、番号札の確認、窓口に来られた方の名前の確認、証明書の内容が正しいかの確認をすることを再度



周知徹底する。

- ・他の区とも再発防止策を共有する。

【問い合わせ先】

岡山市中区役所 市民保険年金課 信江・吉井 直通086-901-1616 内線71-141